

## 再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）				
地区名	だいげん 大膳地区				
事業箇所	海部郡蟹江町大字蟹江新田地内 かにえしんでん				
事業のあらまし	<p>本地区の対象地域は、尾張西部に位置し、津島市、愛西市及び蟹江町にまたがる、二級河川善太川と二級河川日光川に囲まれた流域面積 205ha の農業地域である。</p> <p>本地域の雨水等の排水については、現在、1979 年に緊急農地防災事業で整備された大膳排水機場により、二級河川日光川に強制的に排水されているが、流域開発による降雨流出量の増加や排水機場の老朽化に伴う機能低下により、豪雨時にはしばしば農地や農業用施設などに湛水被害が発生する状況となっている。</p> <p>このため、大膳排水機場を更新し、湛水被害を防止することにより、農業経営及び県民生活の安定を図ることを目的として、2017 年度より緊急農地防災事業を実施し、2023 年度に完了する予定である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化した大膳排水機場を改修し、流域内の湛水被害を未然に防止することにより、地域住民の安全・安心を確保するとともに、農業経営の安定を図る。</p> <p>（計画基準雨量：341mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時(2016)	再評価時(2020)	変動要因の分析	
	事業期間	2017～2021	2017～2023	河川協議による延長	
	事業費（億円）	5.4	5.4		
	経費内訳	工事費	4.6	4.6	
		用補費	0.1	0.1	
その他		0.7	0.7		
事業内容	排水機場 1 か所	排水機場 1 か所			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>流域開発による降雨流出量の増加や既設排水機場の老朽化に伴う能力低下により排水状況が悪化し、湛水被害が生じていることから、早急に改修し、排水能力を向上する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>排水機場の更新のほかに地域の排水機能を抜本的に向上させる手法はなく、排水能力不足は解消されていないため、早急に施設の改修が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>地区の排水能力不足は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>ⓑ： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】</p> <p>地域の排水能力不足は解消されておらず、早急に施設の更新が必要な状況は継続しているため。</p>		

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
工種 区分	調査・設計	←						→	
	工事	←						→	
	機場工	←						→	
	上屋工			←→					
	機械工			←				→	
	撤去工			←→		←		→	
	付帯工							←→	
事業費 (億円)	当初計画①		5.0			0.4			5.4
	実績②		4.4			0.4			4.8
	今回計画③		4.4				1.0		5.4

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
事業費(億円)	5.4	4.4	82%	5.4	82%
工事費	4.6	3.8	83%	4.6	83%
用補費	0.1	0.0	0%	0.1	0%
その他	0.7	0.6	86%	0.7	86%

【施工済みの内容】

排水機場 1 か所の一部

2) 未着手  
又は長期化の理由

排水機場の河川協議（遊歩道整備計画）に不測の期間を要し工事進捗に遅れが生じたため、事業期間を延長する必要が生じた。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし

【今後の見込み】

今後、予算確保に努めながら事業進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
- ⓑ：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
  - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
  - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、ほぼ計画通りの完成が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針	
<b>継続</b>	中止：上記①～②の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければ、効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>	